

使っていない
空き家をお持ちの方へ



山形市

空き家バンクに 登録しませんか？

登録する3つのメリット

掲載無料

市のホームページで広報！



補助金

が受けられる！



過去3年成約率

80%超




※R3～R5年度における
登録件数に対する成約件数の割合

山形市 まちづくり政策部
住宅政策課

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

お問い合わせ

 023-641-1212 (内線 470・471)

kensetsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

空き家バンクの登録物件ページはこちら >>>



山形市空き家バンクの概要

空き家を売りたい・貸したい方から山形市の提供された物件情報を、空き家を買いたい・借りたい方に紹介する制度です。物件情報は山形市のホームページや住宅政策課の窓口で公開します。空き家バンクへの登録は無料です。

対象となる物件

- ・個人が居住を目的として建築し、現に居住していない山形市内にある建築物
(居住しなくなる予定のものを含む。)
- ・安全性に問題なく、登記されている建築物
(老朽化が著しい等の空き家は登録できないことがあります。)



相談から成約までの流れ



※山形市は、取引交渉や契約には関与しません。売買・賃貸借契約が締結されたときは、宅建業者に不動産取引に係る仲介手数料が必要となります。

協力する宅建業者

山形市空き家バンクに協力する宅建業者は、下記の団体に所属しています。具体的な宅建業者は、山形市空き家バンクのホームページや住宅政策課の窓口でご確認ください。

- ・山形県宅地建物取引業協会山形
- ・公益社団法人全日本不動産協会山形県本部

補助金制度について

※補助金交付にはそれぞれ条件があります。詳しい情報は山形市のホームページをご覧ください。

空き家の利活用に関する補助金

- ・空き家バンク利活用推進補助金
(10万円を上限) **費用の**
- ・空き家バンク取引仲介手数料補助金 **50%**
(5万円を上限)
- ・準学生寮供給促進事業費補助金 **改修費の**
- ・セーフティネット住宅改修事業費補助金 **一部**

空き家の解体に関する補助金

- ・老朽危険空き家除却補助金
費用の 40%
(100万円を上限)
- ・市街化区域空き家除却補助金
費用の 50%
(50万円を上限)